

ID: 166

担当部署: 産業観光課

処分の概要	分担金の減免及び徴収猶予		
例規名 根拠条項	聖籠町さけ・ます飼育施設整備事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	昭和56年 条例第26号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(分担金の減免及び徴収猶予)</p> <p>第五条 町長は、災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第二条の規定にかかわらず徴収する分担金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日